

平成25年2月27日以降に公告または、指名する工事発注の特例措置について

平成24年度末から平成25年度にかけて、災害本復旧の最終年度とし、特に道路災害本復旧工事について集中して発注することとなります。発注件数が多くなり、手持工事件数制限により受注余力があるにもかかわらず、入札に参加ができないなど競争性が保てなくなることや、さらに不調となってしまうなど災害復旧が進まなくなってしまうことが予想されます。

また、災害協定を結んでいただいた地元建設業者の皆さんが、災害発生後瞬時に力を発揮できる健全な経営を継続していただく必要があるとも考えます。

このようなことから、平成25年2月27日以降に公告または、指名する災害復旧工事を含む工事の発注については、早急な施工を図るため、特例措置として次のとおり取り扱うこととします。

なお、この特例措置は、平成25年度末まで適用いたします。

(1) 手持工事件数制限の緩和

【従前】

5件まで（災害復旧工事を含む）
※平成23年9月14日以前に受注した災害復旧工事以外の工事は、この件数に含まれます。



【今回】

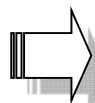
手持工事件数制限なし

(2) 一般競争入札の地域要件

◎Aランク対象業者の地域要件（災害復旧工事に適用）

【従前】

「建設業法に基づく許可を受けた市内に本店、又は支店若しくは営業所」



【今回】

「建設業法に基づく許可をうけた市内に本店、又は支店若しくは営業所等を有し、かつ2月27日時点において、神栖市との災害時における応急復旧に関する協定を締結している」

※ Aランク対象業者における災害復旧工事以外の地域要件及びB・Cランク対象業者の地域要件につきましては従前のとおりです。